

## 任期付法第4条に基づく任期付職員の対象業務等の改正について(案)

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る業務への対応のため、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第4条に基づく任期を定めた職員の採用について、その対象業務及び採用職種を追加する。

また、令和2年4月1日施行の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」を踏まえた総務省通知の趣旨に鑑みて、給与の取扱いについて、見直しを行う。

### 2 対象業務

「新型コロナウイルス感染症対策関係業務」を追加する。

### 3 採用する職種

保健師及び看護師を追加する。

### 4 採用資格基準

現行の採用資格基準(保健師：Ⅰ類、看護師：Ⅱ類)を適用する。  
ただし、年齢の上限は適用しない。

### 5 給与の取扱い

次の項目について、改正する。

項目	現行	改正後
初任給	① 原則 単一号給とし、行政職給料表(一)Ⅰ類の初任給と同額とする。 ② 特例 人事委員会の承認を得て、初任給規則等により得られる号給に決定することができる。	採用職種及び採用区分に応じた任期の定めのない職員の初任給決定方法と同様とする。
昇給	実施しない(ただし、人事委員会の承認を得て初任給を決定した場合には昇給可能)。	実施する。

### 6 適用時期

令和3年4月1日以降に採用される者から適用する。